

適正工期確保宣言

建設業の働き方改革の加速に向けて

2023 年7月21日

一般社団法人 日本建設業連合会

建設業については労働基準法に基づく時間外労働上限規制の適用が猶予されてきたが、2023 年度末にこの猶予が終了する。2024 年度からの同規制の適用まで、余すところ半年余となった。

新たな時間外労働上限規制では、原則として月 45 時間・年 360 時間 が上限となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなる。また、臨時的な特別の事情があっても、以下の上限を超える時間外 労働・休日労働はできなくなる。

【臨時的な特別な事情のある場合の上限】

- ①1年間の時間外労働は 720 時間以内
- ②1か月の時間外労働と休日労働の合計は 100 時間未満
- ③時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が全て1か月当たり 80 時間以内
- ④時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 か月まで

当会は、2017 年 3 月に政府が「働き方改革実行計画」を決定したことを受けて、同年 9 月に「働き方改革推進の基本方針」、「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行」等を定め、上限規制適用に関する準備を進めてきた。しかし、2021 年度の会員企業の状況を調査したところでは、原則の上限規制（法定時間外労働が年 360 時間以内かつ月 45 時間以内）の達成状況は約 4 割、特例の上限規制達成が約 7 割と十分な進捗が図られているとは言い難い。

こうした状況を踏まえ 3 月 29 日に開催された斉藤国土交通大臣と建設関係4団体の長との意見交換会において、斉藤大臣から「時間外労働の上限規制の適用に向けては、週休二日の確保など適正な工期設定による働き方改革の推進や生産性の向上など、官民一体となった取組が必要」との御発言があり、「建設業において時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月と、あと1年に迫る中、建設業の働き方改革に向けて、全て

の関係者が週休二日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと」との申し合わせがなされた。また、3月30日には国土交通省不動産・建設経済局建設業課長名で、当会に対して、意見交換会における申し合わせを踏まえた「取組をそれぞれ進めるとともに、傘下の建設業者等に周知」することにつき、別紙のとおり要請がなされた。

これらの御発言・申し合わせ・要請にもあるとおり、総労働時間の抑制のためには、週休二日工事（4週8閉所が確保された工事。以下同じ）の普及が重要であり、国や地方公共団体の発注工事においては、週休二日工事を前提とした工期や費用を確保した発注が増加しているのに対し、民間発注工事においては工期や費用は契約手続の中で決定されるものであり、週休二日工事の普及が遅れている。

工期は完成引き渡しの時期と密接に関係しており、発注者の意向が尊重される必要があることは言うまでもないが、時間外労働上限規制という従来と異なるルールに適応するためには、発注者に週休二日工事の重要性・必要性に関する御理解を更に深めていただくための説明と、可能な限り週休二日工事を前提とした工期が確保された契約の締結を推進することが重要である。

日建連は、建設業における働き方改革を推進するとともに、2024年度からの労働基準法に基づく時間外労働上限規制への対応に万全を期すべく、元請として共同で真に適切な工期を確保するために、ここに、「**適正工期確保宣言**」を行う。

〔適正工期確保宣言〕

日建連会員企業は、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の4週8閉所、週40時間稼働を原則とした適切な工期（以下「真に適切な工期」という。）に基づき見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底する。

また、協力会社から真に適切な工期を前提とした見積りがなされた場合には、当該見積及び工期・工程を確認した上でこれを尊重する。

注1) この宣言が対象とする見積書及び見積りは、初回の見積書及び見積りの提出に限る。

その後の真に適正な工期の確保のために必要な取組みは個社の判断に委ねる。

注2)この宣言は、民間発注の建築工事(建築工事に付随する土木工事を含む)に係るものであり、国又は地方公共団体の発注(以下「公共発注」という。)の工事や民間発注の土木工事は対象としない。

ただし、第二段落(「また」以下のくだり)については、公共発注の建築工事(災害復旧工事等、真に適正工期の確保ができないやむを得ない事情がある場合を除く。)も対象とする。

注3)特殊法人等の発注する工事については、当該特殊法人等の性格や発注の方法に基づき、この宣言の対象とするかについて個別に判断する。

注4)この宣言は、契約変更についても対象とする。施工中の設計変更時等で当初契約時のような見積書の提出を伴わない場合であっても、設計変更に伴い真に適切な工期が確保できない恐れがあるときには、工期・工程を提出し、発注者の理解を得るための説明を行う。

注5)発注者が完成時期を指定している場合など、真に適切な工期に基づく見積書等の提出が困難な場合には、発注者指定の工期に基づく見積書に参考として真に適切な工期に関する資料を添付することとする。

注6)設計・施工一括で受注する場合については、「工期」、「工程」に設計期間を含むものとする。

したがって、設計・施工一括で受注する場合は、設計・施工者選定時に発注者に対して提案書を提出する際に、4週8休・週 40 時間勤務を前提とした適正な設計期間(真に適切な設計期間)及び真に適切な工期に基づき提案を行い、完成引き渡しまでの行程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底するものとする。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取組みを推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の『「適正工期」確保宣言』の取組み状況を毎年フォローアップ・公表(※)し、取組みの徹底を図る。

(※)個社名は出さない。

事務連絡
令和5年3月30日

一般社団法人日本建設業連合会 会長 殿
一般社団法人全国建設業協会 会長 殿
一般社団法人全国中小建設業協会 会長 殿
一般社団法人建設産業専門団体連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

技能労働者の賃金上昇や建設業の働き方改革に向けた取組について

去る3月29日に国土交通省と建設業団体との意見交換会が開催され、建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進などについて意見交換を行ったところです。

この場において、今後の担い手確保のため、技能労働者の賃上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題があるものの、本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることとなりました。

また、建設業において時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月と、あと1年に迫る中、建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこととなりました。

国土交通省においては、今後、ダンピング対策の強化や工期の適正化等の取組を進めてまいりますので、貴職におかれましても、技能労働者の賃金上昇や建設業の働き方改革に向けた取組をそれぞれ進めるとともに、傘下の建設業者等に周知していただきますようお願いいたします。

（参考）齊藤大臣と建設業4団体トップが意見交換【国土交通省 HP】

https://www1.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_008369.html